

令和 2 年 5 月 21 日（木曜日）

美里町議会行財政・議会活性化
調査特別委員会会議録

（第 1 日目）

令和2年 美里町議会行財政・議会活性化調査特別委員会会議録（第1号）

令和2年5月21日（木曜日）

出席委員（15名）

委員長 我妻 薫 君
副委員長 鈴木 宏通 君
委員 吉田 眞悦 君
吉田 二郎 君
手島 牧世 君
藤田 洋一 君
柳田 政喜 君
櫻井 功紀 君
千葉 一男 君

村松 秀雄 君
平吹 俊雄 君
佐野 善弘 君
山岸 三男 君
前原 吉宏 君
福田 淑子 君

欠席委員（なし）

議長 大橋 昭太郎 君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤 俊幸 君
事務局次長兼議事調査係長	齊藤 美穂 君
主 事	高橋 秀彰 君

令和2年5月21日（木曜日） 午後1時30分 開議

第1 第2分科会中間報告について

第2 特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した事件

第1 第2分科会中間報告について

第2 特別委員会の中間報告について

午後1時30分 開議

○委員長（我妻 薫君） 午前中の5月第2回会議、大変御苦労さまでした。

ただいまから行財政・議会活性化調査特別委員会を開きます。

第2分科会委員長から提出されました分科会中間報告書につきましては、既に皆様にお届けしたとおりです。

ただいまの出席委員15名ですので、本特別委員会は成立しています。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 第2分科会中間報告について

○委員長（我妻 薫君） 日程第1、第2分科会中間報告についてを議題とします。

第2分科会委員長から中間報告をしたいとの申出がありますので、発言を許可します。佐野善弘第2分科会委員長、登壇願います。

〔佐野善弘第2分科会委員長、登壇〕

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 皆さん、御苦労さまでございます。

第2分科会委員長の佐野善弘でございます。午前中の5月第2回会議、大変御苦労さまでございました。

それでは、第2分科会中間報告を行いますので、よろしくお願いします。

お手元の第2分科会中間報告書を読み上げ、報告いたします。

本分科会に付託された事項について、次のとおり報告いたします

1. 付託事項でございますけれども、ナンバー3の開かれた議会、1番から5番の項目でございます。4番の議会経費についても、1番から5番の項目でございまして、今回中間報告させていただきますのはナンバー3の開かれた議会についての①の情報公開の映像配信の關係の議会中継に関する規程の改正についてでございます。これにつきましては、昨年6月に中間報告させていただいたとき、ちょっと見落としというかしなかった部分がございます、再度報告させていただきます。それと、④の議会報告会、⑤の議会基本条例で、その検証内容でございます。

経過といたしましては、第13回の令和元年7月1日の議会基本条例の検証から、25回の令和2年4月21日までの内容でございまして、特に13回・14回が議会基本条例の検証、それと14回につきましては映像配信の關係について検証しております。それと、21回目から議会懇談会の検証がございます。これにつきましては、令和元年の議会懇談会終了後、行財政・議会活性化

調査特別委員会から検証・検討が第2分科会に委ねられまして、21回令和2年1月23日から議会懇談会について検証しております。

3番目の結果でございます。ナンバー3「開かれた議会について」①、④、⑤について報告いたします。

①情報公開「映像配信」についてでございます。

映像配信については、令和元年6月の中間報告で令和3年度からユーチューブ配信へ切り替えることといたしました。配信方法の変更に伴う美里町議会の会議中継に関する規程の改正は、別紙の新旧対照表のとおりでございます。

④議会報告会。

議会懇談会については、令和元年12月の特別委員会で当分科会に委ねられた内容を含めて検証した結果、次のとおりといたします。

内容は、従来どおり常任委員会の政策研究テーマについて意見交換をした後に、懇談をするという内容でございます。開催は年1回、10月といたします。議会が開催する懇談会は2日間とし、開催場所は町内6か所で、1班当たり2会場を担当いたします。それに行政区、団体（5人以上）等の要請により開催する懇談会は、議会が開催する懇談会后5日以内（土日含む）に実施し、会場・日時は合同会議で調整をしていただきます。

これに伴う議会懇談会実施要綱の改正は、別紙のとおりでございます。

なお、町民からの意見、要望、質問についてのまとめの仕方は、従来どおりといたします。

また、次年度の開催に町民の意見をより反映させるため、参加者アンケートの実施について検討いたしましたが、結論には至りませんでした。

⑤議会基本条例についてでございます。

議会基本条例については、議会をより活性化し町民の負託に応えることを目的としており、そのための基本的事項を十分に検討して制定されていることや、制定から現在までの状況を勘案しても改正する必要はないといたしました。

以上、中間報告とさせていただきます。

なお、中間報告について補足をさせていただきます。

①の会議中継に関する規程については、令和元年6月の中間報告の際、検証したのかの指摘がございました。検証していなかったもので、検証いたしました。

それと、柴田町では議会会議中継に関する規定は設けておりませんでした。

また、ユーチューブ配信へ切り替えると手もかけなく、コストを削減するため基本的には編

集はしないで配信いたしますので、規程の第3条の2項と3項を1つにまとめました。

それと、「おおむね2年を経過する日の間から」を、「おおむね2年」に簡潔にいたしました。

④の議会報告会については、令和元年6月の中間報告の際、議会懇談会に名称変更を御承認いただきましたが、表題につきましては平成30年に特別委員会から第2分科会に検証を付託された項目の議会報告会の名称を表示いたしました。検証につきましては、1点目が令和元年12月の特別委員会での令和元年議会懇談会検証と次年度への提案、検証の結果の1から5番の検証と、2点目が令和元年6月の特別委員会での中間報告での継続内容で、まとめの仕方、回答書の作成の仕方とか来場者アンケートの実施の内容と、3点目が検証の整理を7月までにするというふうな内容で検証いたしました。

1点目につきましては、令和元年の検証の結果「会場によって参加者数の開きがあった」、「若い方や女性の参加者が少ない状況が見られた」や、「開催場所と開催時間の選定は地元の意向を反映できるかが課題で、開催時間を指定された会場は参加者数が多い傾向にあった」の内容を検討し、従来の方法は6か所の開催、6か所というのは小牛田地区4か所、南郷地区2か所でございます。それに要請による懇談会を取り入れ、土日も開催を可能にする日程に変更し、より多くの住民の方が参加可能な内容にいたしました。

また、要請方式は従来スケジュールより前倒しに計画しなければなりません。要請方式については、町の住民懇談会の内容を参考にいたしました。

⑤の議会基本条例については、作成時の分科会の委員長であった大橋議長から議会基本条例作成の経過を説明していただき、基本条例ありきではなく活性化の項目を一つ一つ検討し、最後に基本条例を検討した内容を説明していただきました。

また、各委員から議会基本条例の検証について御意見をいただき、平成29年4月からの施行であり日が浅いこと、活性化の項目を一つ一つ検討し、最後に原則を網羅した内容で美里町議会の最高規範であり、現状のままでよいというまとめになりました。

以上、第2分科会の中間報告といたします。御審議いただきまして御承認いただきますよう、よろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長（我妻 薫君） これをもって、第2分科会委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑については、自己の所属しない分科会の委員の質疑を許可します。質疑ありませんか。福田委員。

○委員（福田淑子君） 13番福田です。お疲れさまでした。

まず、1点目です。議会報告会というふうが付託事項になっております。今お話を聞きますと、最初に付託を受けたのが議会報告会というふうになっているからということでしたけれども、だとすれば経過の21、22、23回、これ議会懇談会の検証になっております。そうすると、議会懇談会についての検証というのは、どこにも付託事項にはないわけですよね。統一されたほうがいいのかと思います。令和元年の5月30日に委員会条例の一部改正、それから運営基準申し合わせ事項の一部改正で既に承認されているので、議会懇談会に私はなるのかなと思っていたんですけども、もし議会報告会でいいというのであれば21回から23回の検証についてここは議会報告会になるのかなと、表題からすればですね。そうと思いますが、お伺いいたします。

次に、会議中継に関する規程新旧対照表を見ますと、第3条の2に(2)「前号に定めるもののほか、議会の品位を保つために議長が必要と認めた発言」というふうにありますけれども、ちょっといまいち理解しにくいんですけども、誰の発言を認めていくのか。どういった場合なのかということで。(「それ、どちらの」の声あり)失礼しました。すみません、取り消します。今のは、取り消しにさせていただければと思います。

それから3つ目なんですけれども、議会報告会の④ですね。今お話を聞きますと、2日間と6か所にする理由なんですけど、多くの人に参加できるようにというふうにありました。6か所にすれば多く集まるんだというのは、一体何に基づいてなのかなと思いますので、お伺いいたします。

それから行政区、団体(5人以上)等の要請により開催する懇談会についてですけれども、要請の周知方法、それからその団体から受け付けるのはいつからいつまでの受付にするのか。10月の議会懇談会が終わった後に5日以内というふうにありましたので、だとすればいつからいつまでの受付に考えているのか、お伺いします。

それから、懇談会の終了後なぜ5日以内なのかお伺いします。

最後になりますが、合同会議での調整ですね。それについては会場、日時とありますけれども、受け付ける団体数、それから担当班というのはどの機関で決めていくのか、合同会議で決めるんでしょうか。これまでだと、運営小委員会で会場、それから日時を決めてきました。これからは合同会議になるのか、お伺いいたします。

○委員長(我妻 薫君) 佐野委員長。

○第2分科会委員長(佐野善弘君) 御質問、ありがとうございました。

まず、議会報告会という表題というようなことで、これも中間報告作成時に議論になりました。

て、やはり昨年の6月に名称を議会懇談会に変更していただきましたから、それにすべきじゃないかということもあったんですけども、やはり基本的には平成30年に第2分科会に付託されたときの名称をこの表題には使って、それとこの21回から23回については、これは令和元年の6月に名称変更ですね、議会報告会から議会懇談会に変更になりましたから、この検証の項目については議会懇談会の内容でいいというふうなことで整理しております。

続きまして、2日間の6か所というふうなことでございますけれども、昨年の行財政特別委員会の議会報告会で検証と次年度への提案というふうなことで、やはり検証の内容が5項目ございまして、先ほども報告したんですけども会場によって参加者の開きがあったとか、若い方や女性の参加数が少ないとか、あと地元の意向を反映できるかどうかとか、開催時間を指定された会場は参加数が多いというふうな傾向にあったというようなことで、議会で日時を指定する懇談会については6か所でございますけれども、あと要請方式を取り入れた中で日時を議会で開催する懇談会が2日間としますと、あと5日間ですから1週間の中に土日も含めますので、そうするとやはり今までですと普通の日の夜が主だったんですけども、これも土日にかけてすると仕事に行っている方も土日だと参加できるんじゃないかというふうなことで、こういうふうな日程にしております。

それと周知の方法は、これはスケジュール的にはこういう内容というのははっきりとイメージとして、先ほども申し上げたとおり要請方式がございますので、やはり非常に前倒し、前倒しでやっていかないとできないというふうなことがございまして、それで周知は例えば今回議会報告会の実施要領に5番の開催の周知方法というようなことで、従来の案内文書、ホームページ、防災無線等の活用のほかに広報紙、これは町の広報紙等でも例えば7月頃の広報紙に載せて懇談会の要請をしていただくように、募集をすとかそのような内容に一応周知をしたい。

それと、2日間にわたる町内6か所については早めに決めて、今までですと議長が9月の区長会議でお示ししていたんですけども、それも一応前倒しでこういうふうに6か所は決めますけれども、そのほかの要請も受けますよというような周知をした中で、12月までの日程の開催に向けて周知をするというふうなイメージで。ただ一応イメージだけつくりまして、これがこの日にしなくちゃならないという、そういうふうなことまでは協議はできませんでした。

それと、合同会議の調整というふうなことで、実施要領の2番でございますけれども、一応議会が開催する懇談会は1班当たり2会場というふうなことから、3班ですから6会場、これは従来と同じような方式で決めていただきたいと思いますけれども、要請による懇談会の

開催については合同会議で調整するということで考えておりました。

以上でございます。

○委員長（我妻 薫君） 佐野委員長、さっき12月までという、そういう報告があったけれども、説明。議長が要請するやつに対して、何か12月までの。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 10月の開催って言ったつもりだったんですけども。12月って言いましたか、すみませんでした。議長が区長会議での要請。

○委員長（我妻 薫君） それは9月の区長会議。その後の説明で、何か12月までの日程のイメージとかという話で。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） ちょっと訂正させていただきまして、10月に開催に向けて例えば議会が開催する懇談会は日程を2日間決めまして、例えば7月とか議長が10月の議会懇談会に向けて、議会が開催する懇談会は2日ですけども、そのほか5日間要請を受けますよというような事前の連絡をして10月の開催に向けて、先ほど12月と言ったかもしれないですけども、10月の開催に向けて準備を進めるようなスケジュールでイメージを第2分科会でお話しというか、イメージを持った内容でございます。

○委員長（我妻 薫君） あと、終了後5日以内ということに答弁ありましたっけ。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 5日以内というのは、議会の開催する懇談会は2日、それで要請に基づく懇談会は5日、そうすると1週間、2日と5日で1週間、そうすると土日も含んだ内容でというようなことで5日以内というようなことで日程は、要領には書いております。

○委員長（我妻 薫君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） まず、1点目の議会報告会の名称の関係なんですけれども、議会懇談会というふうに名称が変わったというのであれば、むしろもう既に付託事項の中の議会報告会は議会懇談会に変えていくのが当然だと思うんですね。でなければ、この21回から23回までについて議会懇談会の検証というふうにあるので、委員長が話したように議会報告会という名前は、付託というのであればここは議会報告会になるのじゃないかなと。片や議会報告会、片や議会懇談会というふうになっているので統一すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（我妻 薫君） 佐野委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 先ほどもお話しいたしましたけれども、一応この表題の項目についてはあくまでも平成30年度の第2分科会に付託されたときの内容で、この21回から23回については令和元年6月の特別委員会の中で名称の変更を認められた内容というふうなことで、議会懇談会の検証というふうな内容、この辺どういうふうにするかというのは分科会の

中でも議論になったんですけれども、一応そういうふうなことで整理をした次第というふうなことでございます。

○委員長（我妻 薫君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） お話ししているのは、議会報告会という名称はもう既にみんなで確認した事項なので、であれば④については議会報告会でなくて議会懇談会になると思うんですね。議会懇談会の検証というふうになれば、議会報告会でいきたいんだというのであれば、ここは議会報告会になると思う。2つの言葉がね、議会懇談会っていうのはじゃあ検証の付託事項のどこにあるんだというふうに、誰が見てもどこにあるんだろうというふうになるので、みんなで承認したんですから片方きちっと訂正していかないとだめなのかなと思うんですけれども、その辺の議論どのように、もう一度お伺いします。

○委員長（我妻 薫君） 委員長のほうから一言、付託事項は特別委員会で一番最初に付託事項として確認をしてこの検証作業に入っていると。付託事項についての変更はやっていないわけなんで、それで分科会でもその付託事項の名称をそのまま踏襲して、内容は6月議会以降懇談会という名称の内容にしようと、そういうことが分科会で議論になったというのは私も入っていましたということをつけ加えておきたいと思います。

分科会委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 今特別委員長がお話ししたとおりの内容で、この中間報告を作成する際これも第2分科会で協議いただいて、説明の内容は表題については平成30年の特別委員会のほうから第2分科会に付託された内容、それと項目については令和元年の6月に承認いただいた内容というふうなことで、そういうふうな整理の中で今回中間報告書を作成させていただいたというようなことで、一応分科会では整理したというふうな内容でございます。

○委員長（我妻 薫君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） この報告書は私たちだけが見るものでなくて、町民の方も見ると思うんですね。議会報告会が議会懇談会に変わったというのは、この4月21日付の報告書では町民の方は分からないと思うので、その辺。検証したのは議会報告会、さっきお話ししたとおりに付託事項について検証しているので、だとすれば議会懇談会じゃなくて議会報告会というふうに、付託事項に照らし合わせれば2つのものが出てきているので、その辺疑問に思うんですけれども。

○委員長（我妻 薫君） 休憩します。

午後2時01分 休憩

午後2時15分 再開

○委員長（我妻 薫君） 再開します。

分科会委員長の報告について、特別委員会の中で議論の上補強が必要な部分があれば、それを踏まえてやっていく方法もございますので、あれば出していただければと思います。

佐野委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） それで、ちょっと修正をお願いしたいんですけども、付託事項の3番目の④の議会報告会に（議会懇談会）と修正、それに次のページの④の議会報告会（議会懇談会）に修正、その下に令和元年6月の中間報告で議会懇談会に名称変更というふうなことを追加していただきたいと思います。

○委員長（我妻 薫君） まず、今分科会委員長の発言で修正ってありましたけれども、ここは特別委員会なので特別委員会から分科会に付託した事項の名称、今分科会委員長からも出ましたけれども、④の議会報告会に括弧で議会懇談会と追加する。報告の中の、これは分科会委員長の報告の中ですが、議会報告会の次に括弧で議会懇談会を加えると。その下に、議会報告会については令和元年6月の中間報告で議会懇談会に名称変更したと、それを付け加えておく。以上の文言を付け加える形で分科会委員長の報告と、議論を踏まえた特別委員会委員長報告のほうに加えていきたいということでもとめたいと思いますが、いかがですか。

じゃあ今の文言を入れて、この名称については特別委員会委員長報告のほうに反映させていきたいというふうに思います。福田委員、よろしいですか。

じゃあ、名称以外について質疑お願いします。

○委員（福田淑子君） 次に、④の議会報告会の行政区、団体等の要請についてなんですけれども、周知方法については分かりました。ただ、いつからいつまでというふうに早めに決めないと、日程調整ができないというかね。いつまでの受付に考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（我妻 薫君） 佐野分科会委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） スケジュール的にはイメージはつくったんですけども、ここまでしなくちゃ分かんないとかそういうふうな検証までは至らなかったということでございまして、ただ今までの懇談会のスケジュールよりも前倒ししてやらないといけないというふうなことでの検証にとどまっております。

○委員長（我妻 薫君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） そうすると、いつまでというふうに決めるのはどこで決めるんでしょう

かね。運営小委員会でしょうか、分科会でしょうか。

○委員長（我妻 薫君） 佐野委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 議会が開催する懇談会町内6か所とございますけれども、これについては運営小委員会で今までどおり場所を決めていただくようになろうと思いますので、その中でやはり議会の開催する懇談会とともにその辺のスケジュールは合同会議で調整をしていただきたいというふうなことです。

○委員長（我妻 薫君） 小委員会と合同会議の任務の確認、最初これまでの12会場は小委員会で決定していました。それを、あとは割り振りは合同会議。ですから、今分科会委員長の報告は、その6会場までは小委員会ということでよろしいですか。そこで、併せて次の日程もということで要請受ける期限とか、その辺も小委員会ということでもいいんですか。合同会議ではないですね。

福田委員。

○委員（福田淑子君） これまでですと合同会議で会場、そして日時、そしてどこの班でどこに行くかというのは運営小委員会で会場とか日時を決めてきました。今のこの報告によりますと、合同会議で会場、日時を決めるとなると、片や運営小委員会で、そうすると日程の関係もありますよね。1回受け付ける団体数が、幾らぐらい受け付けるのか。全部来た分全部するのかという部分もいろいろ出てくると、片や運営小委員会で決めて、片や合同会議で決めてというようなこと、大変なんじゃないかなと思うんですけれども。会場、団体等の要請により開催する懇談会は、合同会議で全て調整するというふうにしていいですか、こういうふうになっていきますけれども。片や運営小委員会で今まで決めてきた経緯あるので、その辺どのようにお話し合いになったのかなと思うんですけれども。

○委員長（我妻 薫君） 休憩します。

午後2時23分 休憩

午後2時30分 再開

○委員長（我妻 薫君） 再開します。

佐野分科会委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 休憩をいただきまして、誠にありがとうございます。

それで、小委員会と合同会議の整理というふうなことでございますけれども、議会が開催する懇談会は6会場でございます。これにつきましては、今までどおり小委員会で選定していた

だきまして、その後にやはり班編成とかをしていただきまして、その中でやはり合同会議の班長とか決まりますので、それ以降については合同会議ですというふうな内容にしたいというふうなことで、一応この要請方式の懇談会の開催は合同会議で調整するというふうなことに、要領については整理しております。

例えば小委員会ですね、今までですと8月上旬開催していたわけですが、例えばこれはあくまでもイメージというようなことで聞いていただきたいと思うんですけれども、6月下旬のほうに議会懇談会の会場の候補を選定していただきまして、その中で合同会議というか班長とかはその辺7月中旬、それと議長が行政区長への要請等については同じように7月中旬に区長会議で周知して要請方式を募るというふうな、そういうふうなイメージで。ですから小委員会で6か所の会場を選定しまして、そうしますとその後班を決めて班長を決めて合同会議のメンバーを決めて、それ以後は合同会議のほうで調整をしていただくという、そういうふうな流れで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（我妻 薫君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） そうしますと、受け付ける団体数も含めて合同会議で決めるということによろしいですか。今のスケジュールから見ると、班長が決まるのが7月中旬頃というお話ですが、そうすると早めに団体の受付を終了しなくちゃならない。先ほど、7月広報でというお話でしたよね。そして、9月行政区長の会議でもその辺を周知していくんだということだったので。（「7月の行政区長会議」の声あり）7月の行政区長。今までのスケジュールから、かなり早く取り組まなければならないという状況になる中で、1週間の間で議会懇談会を行うというのであれば、むしろ会場も含めた日時については私は運営小委員会でやったほうがいいのかなど。それとも合同会議1本、どっちかで。片方は合同会議、片方は運営小委員会で決めるという形でなくするべきだと思うんですけれども。2か所で決めるということですよ、2つの組織で。

○委員長（我妻 薫君） 休憩します。

午後2時34分 休憩

午後2時42分 再開

○委員長（我妻 薫君） 再開します。

佐野委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 休憩をいただきまして、ありがとうございました。

それで特別委員会、運営小委員会、合同会議の役割分担がちょっと不明確というか、整理になっていなかったというか、スケジュール的にはあったんですけども、私の説明が悪かったんですけども、まず例えば本日第2分科会の中間報告をさせていただいた中で、あと6月に特別委員会で中間報告ですか委員長報告。それで、小委員会で例えば6月末に議会懇談会の会場選定を6会場、従来方式の6会場を選定して、これを特別委員会で7月中旬に会場等を特別委員会で決めていただきまして、その中で合同会議の班長とかが決まりますので、その後の要請等については合同会議に一任することを確認していただきまして、あとは合同会議のほうに調整等をしていただきたいというのが流れでございます。

その中で、例えば会場の差押えは7月中旬に行うとか、区長会議で7月中旬頃に周知をするとか、あと広報にも8月上旬頃に周知をして要請の受付をするというふうなスケジュールの中で、要請方式も受付をするというふうな、例えば8月下旬までに要請方式の締切りをした中で合同会議のほうで調整していただいて、会場とか団体なんかの要請方式の決定をしていただくというふうなことでございます。それと、区長会議の中で要請方式等の日程調整とか、あとチラシとかを例えば10月に従来どおり配布するような形で、周知するような形でスケジュールを一応考えておりました。

以上でございます。

○委員長（我妻 薫君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） 私が先ほどからお話ししているのは、議会懇談会後の5日以内に行うという部分の団体ですね。例えば行政区、それから団体のことについてなんです。その部分については、合同会議で会場も全部大体案を決めるということによろしいんですか。同じ1週間以内の懇談会なものなので、さっきから何回も言っているんですけども、片や運営小委員会で決めて、あと別な懇談会については合同会議で決めてというふうになるというふうに話し合ったわけですね、そうすると分科会で。

○委員長（我妻 薫君） 佐野委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 先ほど言ったとおり、小委員会のほうで議会懇談会の会場とかの選定をしてそれを特別委員会に、たたき台をつくりまして特別委員会で会場等を決定していただいて、班長とか合同会議の役割を立ち上げていただいて、あと要請方式については先ほどお話ししたスケジュールの内容で、合同会議のほうに会場とか日程調整とか、あと団体の内容を調整していただくというふうな内容で整理しております。

それと日程につきましては、議会が開催する懇談会5日以内というふうなことで、いろいろ

当初1か月とかあったんですけれども、やはり集中して内容をある程度、議会が開催する懇談会が2日ですので、それ以降5日という1週間の中で要請方式と議会が開催する懇談会をするというふうなことで、整理をしております。

○委員長（我妻 薫君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） 同じ懇談会を1週間以内に行うということであれば、片や運営小委員会で決めて、その後に合同会議で決めてという、また特別委員会を開くことになりますよね。だとすれば同じ懇談会だとしてみなして、通常の懇談会、それから要請があった懇談会というものを1つにして考えたほうが私はスムーズにいくと思うんですけれども、あえて合同会議でしなければならないという、合同会議で数も決めてそれから班も決めてというふうに案をすることかなというのが大変疑問なんですけれども。スムーズにいくことを考えれば、私は今までどおり運営小委員会にたたき台をつくってもらって、そして特別委員会で1回に決めるというかね、そうしたほうがスムーズにいくのかなと思うんですけれども。合同会議でどうしても決めるんだというのであれば、同じ分科会の方々皆さん同じ意見でしょうから仕方ないんですけれども。

○委員長（我妻 薫君） 平吹委員。

○委員（平吹俊雄君） 副分科会委員長ですので、補足になるかと思えますけれども。

今までは小委員会で決めたものを、それから広報なり周知していたんですが、その行政区の部分については今までどおりと。それから、要請の場合には一応応募はするんですが、その場合どこから来るか分からないんですよ、要は。だからその場合に、要綱にもありますけれども、5)番ですけれどもね。「議会が開催する懇談会は1班当たり2会場を担当する。要請による懇談会の開催は合同会議で調整する」、この時点では、まだ分からないんですよ。どこから来て、会場も分からないし。それで、最終的段階にならないと分からないんですよ。

だから、あえてこの要綱の中に「合同会議で調整する」ということであれば、あえて特別委員会もする必要ないのかなと。そこで合同会議で調整し、そして班も調整して多い場合は限定するとか、そういう形をとるというふうな形で協議した、そういうふうな私の覚えなんです。そういう形だという方向です。

○委員長（我妻 薫君） 今補足答弁ありましたけれども、福田委員どうですか。

休憩します。

午後2時52分 休憩

午後3時04分 再開

○委員長（我妻 薫君） 再開いたします。

ただいまの出席委員15名でありますので、特別委員会は成立いたしております。

休憩前に引き続き質疑を行います。

吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） ちょっと議会懇談会のほう、大分時間経過しているようでありますけれども、方向をちょっと変えて最初に映像配信のほう、ちょっと確認をさせていただきます。前に、確かに今度来年の令和3年からユーチューブになりますよということで、これは確認をしたところでもあります、そのときにこの中継に関する規程のほうはいかがなんでしょうかといった私の立場もありますので、ちょっと確認をさせていただきますので。

この中で今度、先ほど委員長の説明の中でライブはよろしいです。録画配信の部分なんです、結局は職員の皆さんのほうの手がかかるというようなこともあるという話をお聞きしましたけれども、ちょっと心配したのが第3条の2項、3項はこれ休憩中のお話なんですけれども、全部カットすると。確かに、労力的なことからいうと大変なことだろうなというふうに私も理解はするんでありますけれども、それで要するに不穏当な発言等々の関係とか、取り消した発言というような部分になりますけれども、この部分については要するにこれを削除ということは、録画配信においても全て流しますよというのが出てくると思うんですね。あくまでも基本的にという話をさせていただきますけれども。その点につきまして、まずちょっとどのような議論がなされたのかなということで、まず最初お願いしたいと思います。

一括質疑で皆言ったほうがよろしいですか、それとも一つ一つでよろしいですか。

○委員長（我妻 薫君） 一つ一つやりましょう。

○委員（吉田眞悦君） 一つ一つ、じゃあ。

○委員長（我妻 薫君） 佐野委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 一応そのような検証もした中で、やはり基本的にはユーチューブ配信にする場合は流すというような、配信をするというようなことなんですけれども、従来の3条の3項が改正ですと3条の2項に繰上げになるんですけれども、この中で「録画配信は閲覧しやすいものとし、その他議長が編集することが適当と認めた場合は編集することができる」というふうに、本当に2項の中で議長が適当と認めた場合は編集ができるというふうなことに整理、集約できるんじゃないかというふうなことで、基本的にはしないんですけれども、そのようなことで一応このようにまとめております。

○委員長（我妻 薫君） 吉田眞悦委員。

○委員（吉田眞悦君） ありがとうございます。

本当にいろいろと議論がなされたということだと思いますけれども、2項のほうに、前の3項なんですね、それでまず代替えできるんじゃないですかというようなお話のようでもありますけれども、これ一番簡単なのはやはり議員、我々が一番気をつければいいことなんですよ。だと、私は思うんです。ですから、そういう事態をなくすということが最短じゃないのかなと。もちろん、品位・品格を求められておりますので、そういう発言そのものがやはりうまくない発言をするということ自体が、やはりそれぞれ気をつければいいというようなことで整理がつくんだろうと思いますけれども、そういう点は議論というか話になりませんでしたか。

○委員長（我妻 薫君） 佐野委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） まさしく今吉田委員がおっしゃったとおりで、それでこの映像発信については柴田にも視察に行ったわけで、そういうふうな発言は柴田ではないということで、このように編集はしないで流しているんだというような研修等も受けてきておりますから、当議会でもこのようになりますとやはりおのずと各議員も気をつける内容が出てくる。どうしてもというときは、この改定後の3条の2項で「その他議長が編集することが適当と認めた場合は、編集することができる」というふうなことで対処できるのかなというようなことで、このように一応まとめております。

○委員長（我妻 薫君） 吉田眞悦委員。

○委員（吉田眞悦君） 結論的には、とにかく我々自ら襟を正して、不穏当な発言をしないようにというようなことが基本というようなことだろうと思いますので、これはやっぱりみんなで確認をしていかないとなかなか難しいのかなとは思いますが、分かりました。

次に、今度期間なんですけれども、録画配信の。それで「おおむね2年」、今までは「2年を経過する」、要するにもう2年間は配信しますよと、録画配信をね。今度「おおむね2年」ですから、言葉的には大差ないんだろうけれども、2年弱でもいいという解釈が成り立つんじゃないかなというふうに思いますが、その点いかがですか。

○委員長（我妻 薫君） 佐野委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 現在の映像配信も、おおむね2年を経過する日の間というようなことをしていますけれども、現在はそれを経過してもそのままになっているというような経過もあるんですけれども、おおむね2年ぐらいの期間を録画配信した中ではその後は削除してもいいというふうなこと、実際はどうなるか分からないんですけれども、現在もそうなんですけれども。

それから、ちょっと「経過する日の間」というのが分かりづらい点もあったから、「おおむね2年」というようなことで簡単に字句を修正させていただきました。

○委員長（我妻 薫君） 吉田真悦委員。

○委員（吉田真悦君） じゃあ、この期間についてはまず同じような考えだと。ただ、やはり「経過する日の間」ということと「おおむね」というのでは多少違いがあるかなと思って今確認をさせていただきましたけれども、考え方は同じということのようです。

次に、大変時間をとっている部分に移らせていただきますけれども、まず最初の確認です。この議会懇談会、議会としてする分は6会場、そして要請がある団体からの受付も今年度から行いたいという、開かれた議会で大変よろしいことだと思いますけれども。

それで、この要請を受けた団体の皆さんと議会懇談会をする場合の中身、要するにテーマですね。今までの議会懇談会では政策提言のことを皆さんにお話しして、それに対して皆さんからの意見をいただいて、そしてその後にフリーの懇談というような、大きく言えばそういう形をとってきたんですが、要請を受けた場合にはそれと同じことを考えていらっしゃるのか。それとも、中身についてですよ。まず、最初にそこのところをお願いします。

○委員長（我妻 薫君） 佐野委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 一応いろいろ議論にはなったんですけれども、検証の中でやはり町の住民懇談会等も参考にしていきますと、やはり幅広い内容で懇談会していますけれども、なかなか我々の場合はそうはいかないだろうというふうなことで、一応議会が開催する懇談会の内容と同じ内容で、常任委員会の政策研究テーマで意見交換した後いろいろ懇談をするというような、内容は同じ内容で考えております。

○委員長（我妻 薫君） 吉田真悦委員。

○委員（吉田真悦君） ありがとうございます。

ちょっと、私一番そこを心配しました。やはり、中身について要請をする団体からのいろいろな中身の要望、「こういうことでしてください」と言われた場合に、かなりやはり前もってそういう要請文をいただくとか中身の確認をしたりしていかないと、とてもじゃないけれども大変な状況に陥るんじゃないかなと。同じことだということなので、まずそこところは安心はしていますけれども。

それで、ただこここのところの1週間以内でということなんですが、実はこれは今要請が最近は少なくなっているとは思いますが、前に1つの出前議会的なというようなことで、本町議会においてもそういう要請のある団体の皆さんと何回か懇談的な話し合いといいますか、

そういうことはやってきました。ただ、それとは別に新たにこのような形で同じテーマをやるという、したほうがいいんじゃないかという、ちょっとそここのところがなかなか正直私も理解、今までどおりの方法で、別に積極的なPRはしていませんけれどもそういう要望があった場合には議会でも引き受けてお話し合い、懇談をしてきたという事実が実際あるんですね、何団体か今までも。

ですから、新たにこういう形をとらなくともそういう形でも、とっても結局政策提言に関わることとか同じことなんですよね。でしょう、今考えているというのは懇談の中身は。だからちょっとそここのところが、ちょっと私の頭の中ではまだ整理ができかねると。従来どおりのスタイルではだめなのかなというような思いもあるわけでありますので、ちょっとそここのところの見解というか考え方を、第2分科会でそういう話になったのかどうか、お願いしたいと思っています。

○委員長（我妻 薫君） 佐野委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） やはり要請する場合は、そういうふう to 内容がいろいろな団体とかで来る場合があるんじゃないかという、そこまで引き受けたらいいのかなのかということ、そういうふうな協議もした中でそこまでは、例えば町なんかですとやはりその部署、部署でそういう専門的な人間の方がいますのでそういうふうな対応ができますけれども、果たして私たちがそうする場合はいろいろな調査なりしなくちゃならない。ただですから、この1週間に区切った中で同じ内容で要請する。

ですから、あと各委員の方からいろいろ意見を聞いた中でも、他地域の方々からその地域の方が発言できないような状況等も踏まえて、やはり要請をするからそういう要請した場合懇談会を議会のほうで開催する、そういうふうな意見とか、令和元年度検証された中で今までですと平日の夜というふうな限定、ある一部は日中にした場合もあるんですけども、そういうふうですと参加される方も限定されるようですので、そういうふうな形をいろいろな方から意見を聞いた中で我々の議会の活動に生かすような方向にしたらいんじゃないかというふうなことで、今回今吉田議員が言われたような検証等もしたわけでございますけれども、日程を区切った中で内容が同じで要請方式を取り入れた中で、それで土日も含めた中で土日ですと今まで参加できない方も参加していただけるんじゃないかということで、このようなスケジュールの中で要請方式も取り入れた中でやってみましょうというようなことで、第2分科会ではこのような内容にまとめた次第でございます。

以上でございます。

○委員長（我妻 薫君） 吉田眞悦委員。

○委員（吉田眞悦君） ありがとうございます。

そういうもっと広く多くの方に参加をいただいて、そして意見を政策提言に係るものについてもですけども、もっと意見を多くの方にごいただくためにもこういう方法でという新たな取組のようでございます。

それで結果的に、今まで12会場をその半分に今度は減らすわけですね。一応予定としては今年の10月からですね、この確認行為がとれればね。それでじゃあその減らした分といいますかね、こちらで指定する会場数を減少させた分、そういう団体の皆さんとお話しする機会を設けたほうが、もっと参加率とか参加者数、そしていろいろな内容も濃くなるだろうという思いですよということによろしいんですね。

○委員長（我妻 薫君） 佐野委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 会場数も6会場というふうなことでございますけれども、議会で開催する懇談会の会場の数もいろいろ意見が出ました。中学校単位でやったらいいんじゃないかというふうな意見も出ました。その中で、一応従来12会場でございますので、6会場にしてこのような形にして、あと委員のほうから団体だけじゃなくて行政区からも「要請するから、していただきたい」というふうな、そういう意見等もございまして、団体だけじゃなくて行政区、あとは「等」というのは行政区と自治会を別になっているとか、そういうふうなところも含めた中での要請されたところの懇談会を開いて、いろいろな御意見を伺った中で政策提言とか常任委員会の報告に対する御意見を伺ったほうがいいんじゃないかということで、こういうふうな形にまとめてみました。

○委員長（我妻 薫君） 吉田眞悦委員。

○委員（吉田眞悦君） いろいろと大変第2分科会の皆さん御苦勞なされて、このように取りまとめていただいたわけですから、本当にみんなで協力してやっていかなければならないことでありますけれども。

最後に、周知の方法だけ確認させてください。それで、今のお話ですと、行政区やいろいろな団体からの要請に基づいて開催する場合の、事前のこちらからの町民のいろいろな団体の皆さんにする周知の中には、きちっとそれでは議会で考えている団体の皆さんとの懇談する内容も「これこれ、こういう内容ですよ」ということを事前にはっきりと出して募集というかをかけるということによろしいんですね。あくまでそれ以外の部分については、また別ですよということによろしいんですね。

○委員長（我妻 薫君） 佐野委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 周知につきましても、従来と同じような内容で常任委員会の研究テーマと、あとはその後懇談というふうなことで、懇談の場でいろいろな意見が出るのかなと想定されますけれども、そういうふうな内容でございます。

○委員長（我妻 薫君） 佐野委員長。

○第2分科会委員長（佐野善弘君） 失礼しました。

内容については従来と同じような、常任委員会の研究テーマはこのような総務、産業、建設についてはこのような内容、教育、民生についてはこのような内容で、議会のほうから研究内容を報告させていただきますよというふうなこと、あとは皆さんからの懇談という内容に整理しております。

以上でございます。

○委員長（我妻 薫君） ほかにございませんか。

分科会委員長、議会基本条例の説明は、あと経過についての説明、これでよろしいですか、あの口頭の説明。

暫時休憩します。

午後3時28分 休憩

午後3時35分 再開

○委員長（我妻 薫君） 再開します。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で、第2分科会委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。第2分科会中間報告について委員長報告のとおり、途中で表題については修正加筆ありましたけれども、それを含めた報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（我妻 薫君） 御異議なしと認めます。よって、第2分科会委員長報告のとおりとすることを決しました。表題については、修正加筆いたします。

日程第2 特別委員会の中間報告について

○委員長（我妻 薫君） 日程第2、特別委員会の中間報告についてを議題とします。

令和２年度美里町議会６月会議に、本日の特別委員会での確認事項を報告したいと思います。
資料の準備の関係から、暫時休憩いたします。再開は、３時５５分とします。

午後３時３７分 休憩

午後３時５５分 再開

○委員長（我妻 薫君） 再開いたします。

ただいまの出席委員１５名ですので、本特別委員会は成立しています。

休憩前に引き続き会議を行います。

ただいま行財政・議会活性化調査特別委員会中間報告書案を配付いたしました。報告書案につきましては、これまでの報告書との整合性を踏まえつつ、第２分科会の報告書の内容について要点を簡潔にまとめたものです。

なお、２以降については議会懇談会について、３行財政・議会活性化調査特別委員会研修会について、今後の取組について、審査経過についても報告に載せております。なお、第２分科会の報告については確認決定事項に要点をまとめたものでございますので、御了承願います。

まず、お目通しいただきましたでしょうか。まだですか、若干。

お目通しいただきましたでしょうか。なお、新旧対照表等の分科会委員長報告についていたしたのは、これにつけて報告したいと思いますので御了承願います。

お目通しいただけたかと思います。まず中間報告書案につきまして、委員各位の御意見をいただきたいと思います。御意見ありませんか。（「なし」の声あり）御意見なしと認めます。

お諮りします。特別委員会の中間報告については、案のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（我妻 薫君） 御異議なしと認めます。よって、特別委員会の中間報告につきましては、案のとおりとすることに決しました。

次に中間報告について、令和２年度美里町議会６月会議において報告したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（我妻 薫君） 御異議なしと認めます。よって、令和２年度美里町議会６月会議で報告することに決しました。

以上をもちまして、行財政・議会活性化調査特別委員会の本日の会議を終了します。

大変御苦労さまでございました。

午後４時００分 閉会

上記会議の経過は、事務局長佐藤俊幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和2年5月21日

委員長